成年後見制度とは？

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、自分一人では行うことが難しい財産管理や契約行為について、本人の意思決定のもと権利や財産を守り、本人に不利益が生じることのないように支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申立てをし、後見人等が選任されます。判断能力により、3つの類型があります。類型により、支援できる範囲や権限が変わります。

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理などを自分に代わって行う人をあらかじめ選ぶ制度です。

公証役場でその内容と方法を契約する必要があります。

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

厚木市権利擁護支援センター
あ ゆ さ ぽ

〒243-0018　厚木市中町１－４－１
厚木市保健福祉センター４階

お問合せ ☎046-225-2939

FAX 046-225-3021

メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

◆電車でお越しの方
小田急電鉄小田原線
本厚木駅下車
東口より徒歩約５分

◆車でお越しの方
東名厚木道路
厚木インターから約 10 分
※保健福祉センターの駐車場は身体障がい者専用となります。お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

＊当センターは厚木市からの委託を受け、厚木市社会福祉協議会が運営しています。

令和４年４月

厚木市権利擁護支援センター
あ ゆ さ ぽ

こんなことで困っていませんか？

物忘れがあり通帳やお金の管理が不安

高齢の父と知的障がいのある妹のことが気がかり…

一人暮らしなので自分が認知症になってしまった時のことが心配…

あゆさぽにお任せください

- 成年後見制度の相談をお受けします。
- 申立て書類の作成のお手伝いをします。
- 後見人等の相談をお受けします。

☎ 046-225-2939

月曜日～金曜日　８：30～17：15
（祝日及び年末年始は除く）

社会福祉法人　厚木市社会福祉協議会

あゆさぽの紹介記事を掲載中♪

成年後見制度に関わる相談をしたい

▶成年後見制度の相談

成年後見制度等の利用を検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。必要に応じて専門職の協力を得ながら、申立て手続きの支援等につなげます。

▶申立ての手続き支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。

▶法人後見に関する相談支援

▶後見人等の支援

親族後見人等の後見業務について、相談をお受けします。
※後見人等：後見人・保佐人・補助人

▶弁護士・司法書士への相談

相談無料

弁護士による成年後見相談

毎月第3木曜日
13:00～14:00
（1人1時間）

相談無料

司法書士による成年後見相談

毎月第2・第3水曜日
13:00～16:00
（1人1時間）

実際に後見事務を担っている専門職に相談ができるので安心です♪

▶終活に関する相談

相談無料

司法書士による終活相談

毎月第2・第3火曜日
13:00～15:00
（1人1時間）

※弁護士、司法書士による相談は事前予約制です。
相談日の一週間前までに電話、FAX、メールでご連絡ください。

▶虐待に関する相談

高齢者・障がい者の虐待に関すること

高齢者・障がい者の虐待に関する通報、届出を受付し、関係機関との連携を図ります。

成年後見制度を学びたい

▶講座・研修会の開催

成年後見制度の理解を深められるよう、成年後見制度普及啓発講座などを開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

担い手の育成

▶市民後見人の育成

▶法人後見の普及啓発

あゆさぽからの情報はホームページ・Facebook に随時掲載します。

厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ

で検索してください♪

← ホームページへ QR コードからもアクセスできます。

あゆさぽの役割

成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護を普及啓発するとともに、権利侵害の予防・解消を目指します。
また、成年後見制度の活用により、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らし」が実現できるように支援をします。

チーム支援・地域連携ネットワークづくりを進めます

権利擁護支援が必要な対象者に、チームとして関わる体制づくりを進めていきます。福祉だけでなく、法律や医療分野の専門職との連携を図るとともに地域連携における中核機関となり、ネットワークの構築を進めます。

専門職との連携を図ります

▶チーム支援アドバイザーの派遣

権利擁護の支援において専門的なアドバイスが必要な場合に、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）の派遣を行います。

▶候補者調整会議の開催

成年後見制度の申立てにあたり、本人の状況から、どのような後見人等候補者が適切であるのかを専門職を交えて会議を行います。候補者の調整が必要な場合はご相談ください。